

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付け及び同月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB施設（以下「旧施設」という。）に雇用され、介護補助業務に従事していた。請求人は、旧施設が事業譲渡されたため、旧施設を○年○月○日に退職し、同月○日、C施設（以下「事業場」という。）に勤務することになった。
- 2 請求人によると、○年○月初旬頃、事業場から、退職の強要や勤務地・職種変更を伴う配置転換、給与の減額等をされたため、同月中旬頃から胃痛と頭痛が始まり、その後、同月○日頃から吐き気、睡眠障害、めまい、息苦しさ、不安に襲われる等といった症状が現れたという。請求人は、同年○月○日にD医療機関を受診し、「適応障害」と診断され、同月○日、E医療機関を受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、○年○月下旬にはICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①○年○月○日、Fから事業場にとって請求人が従事する整体師としての職種は必要ないこと、従事業務に比べ給与支給額が高いこと、請求人の実妹が事務長であり同一事業場に血縁関係のある職員を所属させられないとの理由により、退職を強要されたこと、②同月○日、FからG施設へ勤務地の異動を伴い、かつ、整体師から介護職への職種変更を伴う配置転換を指示されたこと、いずれの出来事によっても強い心理的負荷を受けたと主張するほか、決定書理由に記載の③○月○日から○月○日にかけて、HやFと雇用契約や異動等をめぐる対立があり、○年○月分の賞与について、介護職であることを前提に減額されたことなどを主張しているので、以下検討する。

ア ①の出来事について

請求人は、○年○月○日、Fから、要旨、「整体師は加算が取れないし売り上げにも貢献できない職種である。」、「事務長は管理職であり、管理職の身内は働けない。身内が事務長の下で働くことは禁止されている。」と告げられ、退職を強要されたと主張している。一方、Fは、要旨、「事業場には整体師は必要ないので、整体師の仕事を生かせる職場に転職をお願いすることを考えてのものでした。」、「事務長の姉ということについては、身内の者を優遇させたり、また、そのようなことがなくても周囲がそのような目で見えてしまうことがあるかもしれない。」と述べている。その後、請求人より退職の合意を得られなかったことから、同月○日には、介護士として配置転換を提案しており、退職に関する交渉は同月○日の1回だけであったと認められる。

そうすると、①の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみるのが相当であるが、退職勧奨は1回だけであり、執拗に退職を求めたとはいえないことから、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

イ ②の出来事について

請求人は、要旨、「G施設への異動や整体師から介護職への職種の変更に伴う配置転換を指示された。」と主張している。当該主張については、決定書理由に記載するとおり、配置転換による勤務場所の変更が撤回され、実際にG施設への異動はなかったことから、心理的負荷の評価の対象とならないと判断する。

ウ ③の出来事について

請求人は、要旨、「退職勧奨、勤務先及び職種の変更に伴う異動命令をわずか2か月の間に相次いで出され、内容も二転三転した。請求人と雇用契約を締結していないと説明され、○年○月末までを雇用する臨時雇用契約の提示を受けたこと、賞与が一方的に下げられ、他の従業員と支給率が異なっていた。」と主張している。このうち、退職勧奨及び配置転換については、既に当審査会として判断していることから、一連の事業場との対応について検討すると、臨時雇用契約は、請求人自身が希望している整体師として働ける道を探すための期間を考えて提示されたものであること、職種の変更については、退職について合意が得られなかったために、介護士として配置転換して雇用を維持しよう

としていたことが認められることから、業務指導の範囲内であったとみるのが相当であり、業務をめぐる方針等について周囲からも客観的に認識されるような対立が上司との間に生じたとまではいえない。

また、賞与の支払いについては、〇年〇月分の賞与が減額されていることはⅠの申述からも認められるも発症後の出来事であることから、心理的負荷をもたらした出来事としては評価しない。

以上のことから、③の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると認められるが、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ したがって、請求人の業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事及び「弱」となる出来事がそれぞれ一つずつあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「中」とであると判断する。

(4) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(5) 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。